

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（統計等の公表等）</u> <u>第291条の2 機構は、株式等振替業の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。</u></p>	<p>（新設）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。